

令和3年10月8日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
茂松茂人
(公印省略)

障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者虐待防止法（平成23年法律第79号）第29条、第30条及び第31条において、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする規定されております。

今般、「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業）の調査結果を踏まえ、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待防止措置について参考となる取組事例が取りまとめられ、厚生労働省より各都道府県等宛に別添の事務連絡が発出された旨、日本医師会より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

<担当>大阪府医師会地域医療2課（安田）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp